

「その支出、ちょっとまったあ！」

すきでんぬきほ

京都・主基田抜穂の違憲訴訟団 通信

2025.3.6

N014

連絡先：大阪市中央区内淡路町1-3-11-402 ☎ 06-7777-4935

靖国合祀イヤですアジアネットワーク気付

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

判決

裁判所に来てな！

－司法の良心＝控訴審判決を見届けよう！－

4月25日（金）午後2時～ 大阪高裁・202号法廷

裁判後弁護士会館920号室にて「判決かみ砕き集会」

2025年1月29日（水）、大阪高裁で第一回口頭弁論が開かれ、たった一回の弁論で結審しました。

判決言渡しは、4月25日（金）午後2時～、202号法廷です。

第1回口頭弁論までに、3回にわたって弁論準備手続きが行われたが、被控訴人京都府からは全部に対して反論が出されなかったため、控訴人から争点整理を申し入れたが受け入れられず、弁論終結となった。

この日の口頭弁論では、原告1名の意見陳述のあと、代理人2名から、この裁判の争点を整理して陳述した。

① 京都府は、宮内庁と連携して主基田から大饗の儀までの一連の儀式に協力した。これは宮内庁からの指示文書によって行われたものであった。しかし一審判決は、京都府の自主的な行為と判断して、一連の儀式をひとつひとつに分離した上で、参加は「社会的儀礼」であり政教分離原則に違反しないと判断した。大嘗祭が宗教儀式であることに争いはなく、京都府は大嘗祭を国とともにそれを担ったのであり、政教分離原則に違反し、違憲である。

② 大嘗祭が宗教儀式でありかつ服属儀礼であるとの控訴人の主張について、「時代とともに変化する」と述べるのみで反論しない。本件が本来目的効果基準の適用事案ではないとの主張にも、被控訴人は「判断枠組みが異なる、争う」とするのみで立証はしない。「君主の宗教」についての佐々木弘道証言や国民主権原理違反についても適用あるいは「公的性格がある、争う」と述べるのみで、証拠も示さず主張もしない。京都府の関与は、事実上国の強制であり、地方自治法上の「事務」に該当しないと主張にも反論をしない。このように被控訴人の反論が出されないまま、結審となった。さらに2月14日に裁判の途中にもかかわらず、裁判長は異動となった。

以下蒔田控訴人の口頭陳述、加島・諸富両弁護士による口頭陳述「争点整理」を掲載します。

陳 述 書

控訴人 蒔田 直子

私は情報公開請求やNHKなどの映像で知った大嘗祭の実態に、これは紛れもない宗教行事だとあらためて驚き、天皇が神になる儀式に公費が使われ、府

知事が公務として関わることを黙って見過ごすことはできないと考え、原告になりました。

3か月の突貫工事で建設された壮大な大嘗宮神殿

で、2019年11月14日から15日未明にかけて行われた真夜中の秘儀に、京都府知事は暗闇の吹きさらしの野外で、天皇に仕える臣民代表であるかのように午前4時まで座らされていました。内部では、新天皇がアマテラスと共食し、神になる皇室神道儀式が行われていました。一連の大嘗祭儀式には強い宗教的意義があることは、宮内庁の見解にも文末①の通り表明されています。

この儀式への参列だけでなく、5月の主基田の選定には京都府が農業団体を大変に世俗的な方法で斡旋し、半年以上の時間と公費を費やして宮内庁と政府機関、京都府知事という自治体の長が密接に連絡を取り合い、一連の宗教儀式である大嘗祭を挙行しています。これが、国やその機関が宗教活動を行うことを禁止した憲法20条3項に反することはあまりにも明白な事実です。私たちの訴えは、国とその機関が行った宗教活動が政教分離原則に反しているという、当然の内容ですが、第一審判決は「社会的儀礼」という曖昧、かつご都合主義な言葉でこれをごまかしたもので、とても納得することはできません。被控訴人は求釈明回答も不十分で、控訴人からの準備書面2通に対しても応えようとせず、ひたすら逃げの一手です。

いま一度、天皇は二度と現人神になってはいけないということを、私自身の両親も含む、戦争体験者のナマの言葉を日常に聞くことができた世代のひとりとして訴えたいと思います。

裁判提訴から4年2か月が経過する中で、繰り返し浮かぶ何人もの顔があります。

1978年、在日コリアンの集住地域であった京都市東九条で、戦時下に閉鎖に追い込まれた大韓キリスト教会が再建され、貧困と厳しい差別の中で文字を持つことができなかった在日一世の女性たちの識字学校「オモニ(お母さん) 学校」が開校されました。植民地下の朝鮮半島から日本に渡り、50歳を超えてから文字の読み書きを獲得しようと夜の礼拝堂に通う女性たちに、「せんせい」と呼ばれてそこに参加した私のような日本人にとってこそ、それは生きた歴史を学ぶ学校でした。

この教会で出会った金在述さんは、かつて戦時下の弾圧で特高警察に連行され、「天皇陛下と、おまえらのキリストとどちらが偉いか」と激しい拷問を

受けながら、九死に一生をえました。皇国臣民とされ、言葉と名前を奪われ、信教の自由どころか命をも奪う暴力は、まさに現人神である天皇の名のもとで行使されたのです。

私は、「慰安婦」と呼ばれた日本軍性奴隷被害女性に対する日本政府の謝罪と補償を求め、2003年から被害女性たちの証言を聴き、交流するために韓国、台湾、フィリピンなど日本軍が侵略したアジア各地を訪ねてきました。大嘗祭から3か月後の2020年2月、初めて訪問したインドネシア、スラウェシ島マカッサルの町で、日本軍占領下で「慰安所」を知る老人に出会いました。当時少年だったその人は、私たちに会うなり「天皇陛下万歳！」と何度も叫びました。ほかに覚えている日本語は「バッキャロー(馬鹿野郎)」そして「ロームシャ(労務者)」でした。コーヒーが自生する山奥の村に90代後半の最高齢の被害女性を訪ね、10代初めに山道で連れ去られ激しい性暴力を受けた体験を聴きました。彼女が歌うのは古関裕而の「愛国の花」や軍歌であり、心身に刻まれた傷とともに今も叫ぶのは日本軍の号令です。「イチ、ニ、サン、シイ！」・・・コロナ禍を経て昨年再訪したとき、認知症が進行し、日常の言葉は失われながらも歌う「愛国の花」を忘れることはできません。

フィリピンや台湾でも住民虐殺と性暴力被害の証言を聴いてきました。フィリピンのサマル島では、京都の16師団が村を襲い、村民を虐殺し女性たちを強姦し村に火を放ちました。

1990年代、尊厳の回復を求め、被害から半世紀の時を経て名乗り出たアジア全域の日本軍性奴隷被害女性たちにとって、生き延びた後の人生もまた苦痛に満ち、日本軍の戦争は決して終わることがなかったのです。私はたくさんの証言を、その残虐さに嘔吐しながら、申し訳なさに泣きながら、語ってくださる方の尊厳に打たれながら聴いてきました。耳の底に残るその声とともに生き、二度と繰り返さないように伝えるのは、言葉を聴いた者の責任でもあります。

加害者は誰だったのか。日本軍が侵略したあらゆる場所で虐殺と戦時性暴力を行ったのは、日の丸を掲げた天皇の軍隊「皇軍兵士」である、私の父の世代の男たちでした。

私の父は予科練でリンチされ、まさに死ぬための特

攻隊訓練を受けながら、戦場に出ることなく敗戦を迎えました。わずかの時間差で戦場にかりだされていれば、殺し殺されていたかもしれません。「天皇陛下のおんために」目の前には死しかない、暴力に痛めつけられ飢えている10代の少年でした。私の両親ともに物心ついた時から天皇は神だと教えられ、学校では奉安殿に最敬礼し、そこに祀られた教育勅語や歴代天皇の名前は90歳過ぎてからもすらすらと口から出ました。アジアで何千万もの人々を殺し、日本中の町もまた焦土と化すまで止めることができなかった戦争の精神的支柱は、学校や神社を総動員した国家神道体制であり、天皇は人間ではなく現人神でなければなりませんでした。

住民監査請求を経て裁判提訴からの2年間は、私にとって、コロナ禍の中で90代の母を看取る時間と重まりました。16歳の母は学徒動員の三菱軍需工場で機銃掃射を浴び、静岡空襲の炎の中を病気の兄を大八車に載せて、逃げ惑いました。母の身体に残る火傷の痕をさわりながら、人間の焼死体の上を踏みつけて逃げ、安倍川の水を求めて河原を埋めた死体の話を幼いころから何度も聴いてきました。

70代半ばで認知症を発症した母は、その進行とともに世間体も付度も捨て、心底思ってきたことを所かまわず口にするようになりました。

それは、「天皇陛下のおんために、みんな戦争に行って殺した、殺された。あたしは空襲の中を逃げた、責任を取れ、天皇は生きているのか、せきにとれ〜！」おかあさん、その時の天皇はもう亡くなった。「責任取って死んだのか、とってないよ、あんなものをまだありがたがってるなら、もうおしまいだね！」道を歩いていても、通所のデイケアでも、その後入所したグループホームでも、所かまわず母は大声でこれを叫ぶのでした。母は戦後の「職業婦人」ではありましたが、政治や社会運動に参加したことはなく、その激しさに私は驚き、正直いつて周囲の目を気にしてびくびくしたものです。

戦争中であれば、非国民として囚われ、殺されるかもしれない発言です。戦争中であれば、国民の大多数が天皇陛下のために、お国のために命を捨てるのが当然だったのです。このように「大多数が自然で当然である」とみなす行動は変化します。日本という国家は、莫大な命を奪い奪われた末の敗戦で、政教分離により、二度と天皇を神にはしない道を宣言したはずです。明らかに宗教的である大嘗祭儀式

を、「社会的儀礼」という定義不能で曖昧で便利な用語にすりかえ、政教分離原則をなし崩しにするお先棒を、司法が担ぐことを許すわけにはいきません。

確かに母が叫んだ通り、天皇の戦争責任を明らかにしないことで、アジア全域で2000 万人を超えるの死者への責任、植民地支配した朝鮮半島や台湾の人々、戦時性暴力の犠牲者である女性たち、中国に置き去りにされた日本人たち、空襲、原爆で殺された人々への謝罪や補償は果たされないまま、無責任で曖昧な「戦後」が80年も続いてきました。

「わたしたちのような苦しみを、次の世代に二度と繰り返させてはいけない」、日本軍性奴隷被害女性たちの遺言であるこの言葉とともに、司法が独立を保ち、まっとうな判断がなされることを切望いたします。

①宮内庁の令和元年10月2日付けの下記見解

「大嘗祭は、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖（天照大神）及び天神地祇（すべて神々）にお供えになって、みずからもお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穡などを祈念される儀式である。」

代理人陳述 主 張(争点整理)

控訴人らが、本件訴訟で問うていること

本件は、令和の代替わりの際に、主基地方に選定された京都府の知事が、半年を超える期間にわたり、宮内庁との連携の下、主基斎田の選定、主基田拔穂の儀への府知事参列、東京事務所長の新穀供納の儀出席、府知事の大嘗宮の儀および大饗の儀参列等、天皇及び皇室が主宰する「大嘗祭」に全面的に協力したこと、及びそれらの協力行為等のために、自らと京都府の公務員に対し、府の公金から給与・手当を支給したことが、憲法の禁止する「国及び地方公共団体の宗教への関与」に該当するとして、違憲・違法な公金支出を京都府に返還するよう府知事に求め、京都府民が起こした訴訟であります。

以下、この訴訟の重要な争点をあげ、争点ごと

に原判決の認定・判断を要約したうえで、控訴人らの主張を端的に述べます。

京都府の行為は、自主的な行為かどうか

事実関係における第一の争点は、京都府の行為は果たして自主的な協力的行為だったか、それとも宮内庁、すなわち国の指示命令に基づくものだったかです。

原判決は、この点について、京都府はその時々々の宮内庁の依頼に基づき自主的に協力しただけ、との前提に立って評価しました。

そうすることによって、京都府の「斎田点定の儀」「斎田抜穂の儀」「新穀供納の儀」「大嘗宮の儀」「大饗の儀」の一つ一つの行為への関与をすべて「社会的儀礼」と認定し、政教分離原則に違反しないと断定したのです。

国の支援行為と京都府の関与行為の関係

また原判決は、大嘗祭に関する諸儀式への京都府の関与行為と、国の約20億円の公金支出や、宮内庁職員の関与等による支援行為を、互いに無関係のものとして扱いました。

そのため、原判決は、大嘗祭に対する国の支援行為について、その合憲性を判断する必要がないとしました。しかし、京都府の行為はすべて、大嘗祭挙行に向けた宮内庁（国）の具体的な指示に基づいたもので、両者は一体でした。国の支援行為が違憲であれば、国の支援行為と京都府は無関係とした原判決の断定は誤っています。

「大嘗祭調整事項」

宮内庁が京都府と栃木県に向けて作成した「大嘗祭にかかる各種調整事項について」（大嘗祭調整事項）という文書が、原審で控訴人らから甲号18証として提出されています。

この文書には、大嘗祭の滞りない挙行に向けて、京都府がすべきことが宮内庁からの具体的な指示や命令として記載されています。その内容の多くが「…こと」という終助詞で終わっていることは、大変重要な意味を持っています。この書き方は「命令」を表しており、大嘗祭調整事項の内容は、その全体として宮内庁から京都府への指示・命令なのです。ここでは、京都府が自主的に判断して、応じるか応じ

ないか、どのようにするか等を選択する余地はない、そういった内容の文書です。

その文書の内容から、京都府は宮内庁の指示に従うだけで、個々の儀式の必要性やそこに参加するかどうかを勝手に、あるいは自由に判断することなどできなかったのです。

京都府は大嘗祭挙行組織の一部

大嘗祭は、明らかに神道式の宗教的儀式です。国を含めて、そのことを否定している当事者はいません。しかし、国はそれでも、大嘗祭を「皇位継承における重要な儀式」として公的性格を主張し、莫大な国費を支出してその挙行を支援しました。そして、宮内庁は京都府を巻き込んで儀式を挙行しました。京都府は国の主導する大嘗祭挙行組織の一部となってしまう、結果として大嘗祭挙行に加担させられたのです。

国の支援行為と京都府の関与行為の違憲性

そうすると、京都府の関与行為の違憲性の有無は、国の大嘗祭支援行為の違憲性の有無と直結しています。

そこで検討すると、国が天皇と皇室に国費を支出して大嘗祭を挙行することを支援すれば、それはすなわち国そのものが大嘗祭を挙行したことに外なりませんから、目的効果論の適用を待つまでもなく、政教分離原則に違反して違憲であることは明白です。その挙行組織の一部として関与行為を行った京都府も違憲の評価を免れません。

仮に、天皇と皇室を国家の一部ではなく、国家外の社会の一部だとしても、国が莫大な国費を支出して大嘗宮を建設し、斎田抜穂の儀に始まり大饗の儀に終わる諸儀式を可能にしたことは、その目的が宗教的意義を持ち、かつ、効果が皇室神道に対する援助・助長・促進になったことは明らかで、すなわち政教分離原則違反以外の何物でもありません。

~~~~~

### 代理人陳述 主 張（目的効果論）

本件は、天皇が主宰する大規模な神道式宗教行事である「大嘗祭」に、地方自治体である京都府の

首長ら地方公務員が、国家機関である宮内庁の求めに応じて一連の協力や参加等をしたことが、日本国憲法の政教分離原則に違反しているかどうかが争われた事案です。

以下、すでに述べられた争点以外の重要な争点を整理します。

#### 1. 前提としての大嘗祭の服属儀礼性

大嘗祭は、天皇・皇室の紛れもない宗教行為です。この点は、当事者双方とも争いのない大前提です。その上で、控訴人らは以下のとおり主張しました。

第一に、天皇は、日本国憲法制定により、旧憲法時代の「神の裔（すえ）」から、「国民の総意」に基づく存在に変わったこと。

第二に、大嘗祭は皇室の神道式宗教儀式であり、同時にその歴史的な性格は、日本国憲法上の天皇の性格付けとは全く異なり、未だに、国民が天皇に服従することを象徴している儀礼であること。

被控訴人は、これらの主張に具体的に反論せず、大嘗祭の性質や意義の変遷について都合のいいことを述べるのみでした。

原判決は、単に「儀式の意味合いは、それを取り巻く社会状況等によって、時代とともに変化する」と宣言しただけで、何らの証拠も上げずに大嘗祭の服属儀礼性を否定しました。

#### 2. 「君主の宗教」問題と政教分離原則違反

控訴人らは、本件の本質は「国家の君主が宗教行為を行い、政府がこれを可能にした事案」であること、つまり国家そのものが国家内部で宗教行為を行った事案であることを指摘しました。すなわち、本件は、国家が国家外部にある市民社会の宗教儀式を支援したり、これに関わったりした事案ではありません。本件は、過去に政教分離原則違反として争われた事案とは性格をまったく異にしています。

そこで控訴人らは、過去の政教分離原則違反に関する目的効果基準を適用することは、的外れであることを主張しました。この主張は、佐々木弘通教授の意見書などに基づく全く新しい新しい観点からの主張です。

被控訴人も、原判決も、控訴人らのこの主張に正面から向き合わず、安易に目的効果基準を適用する姿勢を示していますが、それでは司法の責務はま

ったく果たされていません。

#### 3. 政教分離原則にかかる目的効果基準の適用

控訴人らは、本件は過去の津地鎮祭事件判決や愛媛玉串料訴訟判決と事案の内容が異なるものであり、仮に「目的効果基準」を適用するとしても、愛媛判決の示した厳格な基準を用いるべきだと主張しました。

しかし、被控訴人はこれに対し、「争う」と述べるのみで、具体的な議論を避けています。

裁判所は、政教分離原則の適用を扱った過去の最高裁判例との比較を通じ、それらと本件との事案の相違をきちんと見極めた上で、本件に対する目的効果基準の適用の可否、適用するとしても精密な分析・検討を行うことが必要不可欠ですが、原判決はそのような慎重な検討をしていません。

#### 4. 目的効果基準の適用とその問題点

控訴人らは、念のためですが、目的効果基準に基づいた違憲論も詳細に主張しました。京都府の一連の関与行為が実は国、宮内庁からの指示命令に従った、大嘗祭挙行組織の一部としてのものであったことを指摘した上で、大嘗祭の一連の儀式・行事の性質、これに対する一般人や関係者の意識、儀式との関わり程度などを詳述し、原判決の問題点を指摘しました。

原判決は、これらの論点を真剣に検討することなく、国の指示命令に従った京都府行為の全体を見ずに、一つ一つの行為を分断し、いずれも京都府の自主的な意思に基づく「社会的儀礼」とであると判断しました。これでは目的効果基準を正しく適用したとはとうてい言えません。目的効果基準を適用するにしても、控訴人らの指摘に応え、丁寧で正確な検討をすることが必要です。

#### 5. 国民主権原理との抵触

控訴人らは、大嘗祭が国民主権原理や憲法尊重義務に違反すると主張しました。

これに対し、被控訴人も原判決も、過去の判例や政府見解に依拠するのみで具体的な反論を行いませんでした。しかし、大嘗祭の公的性格をいうならば、それは政府が皇室を全面的に支援して初めて可能であった一大宗教儀式であったという事実は、本件の結論に直結する重要な論点であり、より精微な

議論が必要です。

## 6. 地方自治法との関係

控訴人らは、知事の大嘗宮の儀への参列等は、宮内庁からの指示・命令で大嘗祭挙行組織に組み込まれたことによるものであり、地方自治の原則に真っ向から背き、よってとうてい地方自治法2条2項に基づく「事務」に該当し得ないと主張しました。

控訴人らはこれに反論せず、知事の参列が地方自治体の長としての「交際」にすぎないと述べるのみでした。

原判決も地方自治法違反を認めませんでした。指示・命令に従った行為は「服従」であり、とうてい「交際」の名に値しません。当裁判所による見直しを求めます。

(了)

## 【傍聴記】



森 治美

私は、平成天皇の大嘗祭の時に原告として裁判に関わらせていただきました。その後、子育てや仕事で忙しくなり関われず、今日は久しぶりの裁判傍聴でした。今日、何が行われるのか、内容もよく知らないまま裁判所へ来ました。陳述が有ると聞いてちょっと嬉しかったです。ひょっとしたら、書面のやり取りだけで終わり、ものの10分くらいの裁判になるかもしれないと思っていたからです。

蒔田さんの陳述は、とてもわかりやすく、心に響きました。私も東九条の0番地には何度か行かせていただくことがあり、懐かしかったし、従軍慰安婦問題もその昔映画を観たり、慰安婦の方のお話を聞かせていただいたりしていたので、イメージする事ができたからです。私にとっては、その昔になってしまっていました。ずっと関わって来られ、コロナ禍にインドネシアまで当時を知る方に会いに行かれている蒔田さんは、凄いなあ。とお話しを聞かせていただきました。そして、1番心に刺さったお話しは、蒔田さんのお母さんのお話です。「天皇は、戦争責任を取ったのか。」と問うて回るお母さん。「天皇の事、戦争の事」をやっぱり恨みに思ってたんですね。その話をお聞きして何だか嬉しかったです。それは、戦争体験者の方が心から思ってたんじゃないかなあ。

昨今、災害があるたびにトラウマとか、PTSDとか言われて「心に傷を負った人のケアを。」とされています。だけど、戦争から帰って来た方、戦争で被害に遭われた方へのケアは？ベトナム戦争に行ったアメリカ兵が母国に帰った後も精神的にしんどくなり、なかなか仕事に就けない話はよく聞きました。(映画にもなっていたし)しかし、日本の兵隊の話は？私は、あまり聞いた事がない様な気がします。神の兵隊だから、泣き言言わせなかったのかなあ。酷い国です。

また、加島弁護士さんの陳述もとてもわかりやすく、今日初めてこの裁判を傍聴した私にもこの裁判の争点がどういう部分なのかあらかた分かりました。

今日の裁判後の集会で、「裁判を起こしても変わらないんだ。と言う諦めが大多数の人に刷り込まれている。」と弁護団の方がおっしゃっていた事が印象的でした。最近、平成天皇が南西諸島の戦争被害国へ慰霊に行くなど、私の中で天皇家が少し良いイメージになっていました。しかし、やはり天皇制というものをしっかりと見つめていかないといけないんだなあ。とまた改めて思いました。

久しぶりに傍聴に来て、懐かしいお顔にいっぱいお会いすることが出来て嬉しかったです。しかし若い人が少なく、これからますます天皇制を注視する事が難しくなるんだなあ。と思いました。

## 速報！ (東京) 即位・大嘗祭違憲訴訟 2月28日控訴審判決

2月28日、東京高裁は「即位・大嘗祭等違憲差止等請求控訴事件」に対して棄却判決を言い渡しました。

開廷後、裁判長は次のように判決の主文を読み上げた。

「本件控訴をいずれも棄却する。訴訟費用は控訴人の負担とする。」、私はすかさず傍聴席から「理由を言え!」「裁判所は憲法判断から逃げるな!」と怒鳴りましたが、3人の裁判官はそそくさと退廷してしまいました。

(判決文は全文でわずか4頁足らずのものです)

即位・大嘗祭違憲訴訟の会、即位・大嘗祭違憲訴訟弁護団ではすぐに抗議声明文を発表し、本件不当判決に対し強く抗議。直ちに上告し闘っていくことを宣言した。

京都・主基田抜穂訴訟団事務局 高橋

## 【報告】

## 合祀取消し要求 靖国行動

2024年第12回「靖国合祀取消し要求靖国行動」を実施しました。靖国神社と自衛隊が急接近しています。自衛隊は隊員に「国のために死ぬ」覚悟を求め始めています。

代表の菅原龍憲さんが昨年暮れに亡くなり、心細い限りですがこんな時こそ靖国合祀拒否の意思表示が求められていると思います。遅くなっていますが、詳しい報告集を作成しました。

## 概 要

実施日と所要時間 2024年9月19日（木）11時～  
 参 加 者 10名（遺族7名、支援者3名）  
 「合祀取り消し要求書」提出者 17名  
 霊壘簿からの名前の削除を求める被合祀者 18名  
 面談場所 靖国神社 社務所会議室  
 対応した靖国神社の職員 総務部長 松本聖吾 総務課長 後藤智司

## 以下当日の感想と報告

大分哲照

今年の靖国行動は残暑酷しい9月19日（木）に行いました。西山誠一、吉田文枝をはじめ全国から集まった遺族7名と、大阪から支援者2名が「合祀取り消し要求行動」の面談に参加し、要求書17名分を提出しました。当初、面談は8名と限定されていましたが、9名全員で臨むことができました。

靖国神社の会議室において、対応した職員は、松本聖吾総務部長と後藤智司総務課長の2名でした。代表の菅原龍憲は、今回は参加できませんでしたので、代わって大分が総務部長に要求書を手渡しました。

神社側は、「この後会議があるので面談は30分に限定します」という姿勢で臨んでおり、終始聞き置くという態度が見て取れました。そのような中、参加した遺族が一人ひとり要求書を口述しました。

以上、時間が10分も過ぎていって打ち切られてしまいました。

その後、場所を水道会館に移して12時30分より本日の行動を振り返りました。

来年は、敗戦後80年を迎えるので、何とかして来年まではこの靖国行動を続けようという結論に達し、今年の靖国行動を終えました。

## 『インフオメーション』（同封チラシ参照ください）

3月20日（木） 「近代京都、周縁からの創造」京都大学時計台記念会館・国際交流ホール1.  
 3月22日（土） とめよう！戦争への道・めざそう！アジアの平和2025春 関西のつどい  
 エルシアター 13時50分～15時45分  
 4月25日（金） 主基田拔穂違憲訴訟高裁判決 大阪高裁202号法廷 14時～  
 5月4日～5日 「アジアから問われる日本の戦争」展 阿倍野市民学習センター（時間未定）  
 【近刊予告】 『国家神道の現代史—天皇・神社・日本人』駒込武・高木博志[編]

【訃報】 2024年12/22、靖国合祀イヤーですアジアネットワーク代表の菅原龍憲さんがお亡くなりになりました。菅原龍憲さんは、浄土真宗の教えである神祇不拝の教えを貫き通された方でした。

住職のお父様の戦死とお母様の苦労を通して、戦死者を英霊として祀る靖国を問い続けられました。僧侶、ご門徒による真宗遺族会の結成を始め、戦争の「遺族」という一点を共有する韓国、台湾、沖縄の遺族の方々と連帯する運動の中心におられました。それは同時に、加害の自覚であり、本願寺教団の体質と戦争責任を問うことでもありました。

一合掌一



## 『トピックス ★ ノーハブサ2次訴訟』

ノー！ハブサ（合祀）訴訟 最高裁は、「除斥期間」を理由に上告棄却

12月18日、靖国神社に「英霊」として合祀されている朝鮮人軍人軍属の遺族らが、靖国神社に合祀の取下げ、戦没者情報を靖国神社に提供した日本政府に対する損害賠償請求等を求めたノー！ハブサ第2次訴訟に対し、最高裁第二小法廷（岡村和美裁判長、三浦守・草野耕一・尾島明裁判官）は、日本政府への請求部分のみを受理し靖国神社への合祀取下請求は不受理として23名のうち4名についてのみ上告を受理したうえで、上告人ら4名の亡父の合祀から20年の除斥期間が経過しており、被上告人国の除斥期間の主張が信義則に反する、あるいは権利の濫用として許されないと判断するに足りる事情があるとはうかがわれないとして、上告を棄却した。

## 社説

Editorials

## 靖国合祀判決

## 「時の壁」に逃げた司法

問題の本質から目をそらした判決といわざるをえない。

旧日本軍に所属し死亡した韓国人男性が戦後、国が提供した戦没者名簿をもとに靖国神社に合祀されていた。それを知った遺族が、平穏な精神生活が妨げられたと訴えた裁判で、最高裁第二小法廷は、原告の上告を退けた。

合祀は1959年10月より前で、それから20年が過ぎたおり損害賠償請求権は消えたというのが理由だ。合祀への国の協力は憲法の政教分離原則にかなうのかという争点に踏み込まなかった。一、二審が焦点を当てなかった旧民法の除斥期間を持ち出し、違憲審査を避けたように見える。明治憲法下では国家神道が事実上の国教とされ、陸軍省など国の機関が合祀の基準や具体的な対象を決めていた。だが戦後の日本国憲法は国に「いかなる宗教的活動もして

はならない」と命じている。

国家と宗教のかかわり合いには慣習化した社会儀礼的なものもあり、判例は一律に否定してはいない。ただ、今回問われた靖国神社の合祀は明白な宗教的行為であり、それに不可欠な戦没者の情報の提供を国は戦後、30年以上も続けていた。憲法上の疑義もたれるのは当然のことだ。

公務中に交通事故死した自衛官を山口県護国神社が合祀したケースで、最高裁は88年、自衛隊が合祀を進めたのは憲法が禁ずる「宗教的活動」とまでは言えないとしたが、学説の批判は強い。

今回は、靖国神社とのかかわりを通し、国が戦前の国家観に基づく行動を、戦後も続けていたのではないかという、国家のありようへのより核心的な問いだ。

合祀への遺族の心情は一樣ではなく、とくに今回のよう

に日本の戦争に旧植民地から動員された場合、遺族が否定的な感情をもつことは想像にたかくない。

注目したいのは、三浦守裁判官の反対意見だ。国の行為が憲法に違反した疑いについて、高裁では検討が尽くされていないと述べた。そのうえで、遺族が合祀を知ったのは近年になってからといった状況をふまえ、除斥期間が経過したかは明らかではないとも指摘。高裁で審理をやり直すよう求めた。

最高裁は昨年、旧優生保護法下の強制不妊をめぐる裁判で、国の免責は著しく正義に反するとして除斥期間を適用しなかった。国のモラルが疑われたのは、今回も同じだ。昨年には幹部を含む自衛官の靖国神社への集団参拝も表面化した。国家と宗教の関係をチェックする司法のまなざしが、強く求められている。

2025・1・28

朝日新聞

2025・1・28

## 【会費・カンパのお願い】

裁判は高裁・最高裁とまだまだ続きます。会費・カンパ引き続きよろしくお願いいたします。

年会費 一口 1000円

郵便振込口座番号 00980-8-35073 加入者名 靖国抗議アジア訴訟団

\*領収証は発行いたしません、振込用紙の受領証を保管ください。

別途要領収証の場合は通信欄に明記ください。